

入札説明書
総合評価方式(特別簡易型)

本説明書は令和8年10月2日入札公告を行った下記2の工事の総合評価方式に関する補足的事項を記載したものである。

令和8年10月2日

島根県出雲県土整備事務所長 公田陽一

記

- 1 担当部局 島根県出雲県土整備事務所 契約業務課
〒693-8511 島根県出雲市大津町1139 TEL0853-30-5618

2 入札に付する工事

工事名	斐川上島線(武部2工区)防安交付金(改築)工事 第22期
-----	------------------------------

(1) 本工事指定項目(次ページ以降記載)

1) 「企業の同種工事の施工実績」の内容

1 契約でトンネル非常用設備の新設又は更新※

※更新とは設備本体の取替であり、部品取替は対象としない。

2) 「配置予定技術者の同種工事の施工経験」の内容

1 契約でトンネル非常用設備の新設又は更新※

※更新とは設備本体の取替であり、部品取替は対象としない

3 総合評価方式の評価方法及びイメージ図（一般的事項）

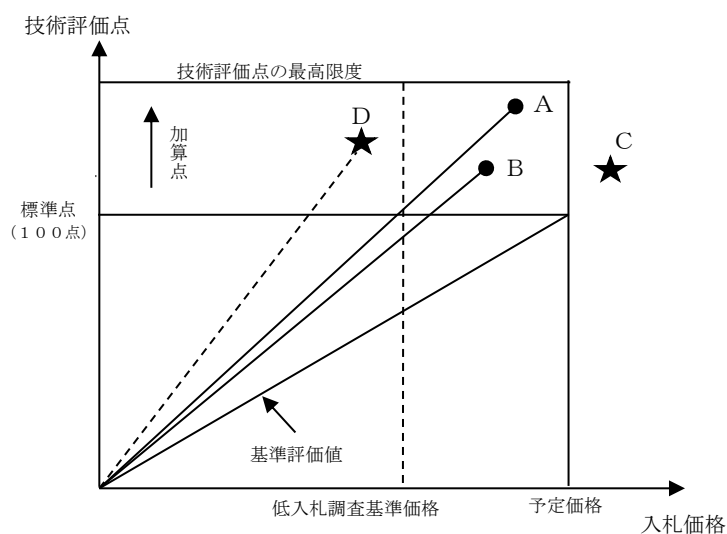
（１）総合評価方式による入札参加者の順位付け

入札参加者それぞれに標準点（１００点）を与え、それに評価項目ごとの加算点を加え、合計を「技術評価点」とする。

総合評価方式の評価は「技術評価点」を当該入札参加者の入札価格で除した（評価値）の大小をもって行う。

$$\begin{aligned}\text{技術評価点} &= \text{標準点(100点)} + \text{評価項目毎の加算点} \\ \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格}\end{aligned}$$

（２）総合評価方式のイメージ



各社の評価値＝技術評価点／入札価格

評価値の大小(すなわち直線の傾き)で順位をつける。

A社はB社より入札価格は高いが技術評価点が高いことにより、価格のハンディを技術力で逆転する。

→ A社が落札者となる。

ただし、D社が低入札価格調査において適切とされた場合はD社が落札者となる。

C社は予定価格超過のため落札者とならない。

4 評価項目及び評価基準

(1) 企業の評価

①企業の工事成績評定点

企業の工事成績評定点の平均点を評価する。

対象となる工事成績

完成年度	令和5年度から令和7年度（完成及び引き渡し完了）
発注機関	島根県（総務部、農林水産部、土木部）
工事種別	通信設備工事
建設工事の種類	電気通信工事

■評価基準

◆対象となる工事成績が2件以上の場合、表1により加算点を算定する。

◆対象となる工事成績が1件または無い場合、表2により加算点を算定する。

(表1)

評定点の平均点	80点以上	80点未満 73点以上	73点未満 70点以上	70点未満
加算点	5.0点	$\text{加算点} = 1.5 \text{点} + \{3.5 \times (\text{評定点の平均点} - 73.0) / 7\}$	1.0点	0点

※評定点の平均点は小数第2位を四捨五入、加算点は小数第2位を切り捨て

(表2)

評定点	80点以上	80点未満 73点以上	73点未満 70点以上	70点未満 又は実績無し
加算点	4.5点	$\text{加算点} = (\text{表1で計算した加算点}) \times 0.9$	0.9点	0点

※加算点は小数第2位を切り捨て

②企業の同種工事の施工実績

企業の同種工事の施工実績を評価する。

対象となる施工実績

対象期間	平成28年度から入札公告日前日まで
発注機関	島根県（総務部、農林水産部、土木部）
工事種別	通信設備工事
建設工事の種類	電気通信工事
工事内容の条件等	同種工事とは、元請または共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として施工した、1契約で2(1)1)に指定する内容を含む完成及び引き渡し完了した工事をいう。 ただし、工事成績評定点が70点未満のものは実績として認めない。

■ 評価基準

- ◆ 対象となる施工実績が2回以上ある者は2点
- ◆ 対象となる施工実績が1回ある者は1点
- ◆ 対象となる施工実績がない者は0点

③ 企業の優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）

島根県内の公共事業において、企業として受けた優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）を評価する。

対象となる表彰

表彰年度	令和4年度から令和8年度（過去5年間）
表彰機関	島根県及び中国地方整備局
工事種別	通信設備工事
建設工事の種類	電気通信工事
表彰の種類	優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）

■ 評価基準

- ◆ 知事による優良工事表彰、整備局長による優良工事施工団体表彰、または整備局部長・整備局事務所長による優良工事施工団体表彰がある者は2点
- ◆ 県課長による優良工事表彰、または県事務所長による優良工事表彰がある者は1点
- ◆ 表彰がない者は0点

(2) 配置予定技術者の評価

（注1）複数の配置予定技術者を候補者とした場合は、候補者のうち評価点合計の最も低い者で評価する。

（注2）配置予定技術者は、主任技術者又は監理技術者とする。

① 配置予定技術者の資格

入札公告日前日時点で保有する資格を評価する。

■ 評価基準

- ◆ 1級電気通信工事施工管理技士又は技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門〔選択科目を「電気電子」とするものに限る〕）の資格を有する者を配置する場合は2点
- ◆ 2級電気通信工事施工管理技士又は電気通信主任技術者の資格を有する者を配置する場合は1点
- ◆ 上記でない者を配置する場合は0点

② 配置予定技術者の同種工事の施工経験

配置予定技術者の同種工事の施工経験を評価する。

対象となる施工経験

対象期間	平成28年度から入札公告日前日まで
発注機関	島根県（総務部、農林水産部、土木部）
工事種別	通信設備工事
建設工事の種類	電気通信工事
工事内容の条件等	同種工事とは、監理技術者（監理技術者補佐を含む）、主任技術者または現場代理人として担当した、1契約で2(1)2)に指定する内容を含む完成及び引き渡しが完了した工事をいう。 ただし、当該同種工事着手から完了まで従事していなければ加点の対象として認めない。 また、工事成績評定点が70点未満の場合のものは施工経験として認めない。

■評価基準

- ◆対象となる施工経験が2回以上ある者は2点
- ◆対象となる施工経験が1回ある者は1点
- ◆対象となる施工経験がない者は0点

③ 配置予定技術者の優秀建設技術者表彰

島根県内の公共事業において、配置予定技術者が受けた優秀建設技術者表彰を評価する。

対象となる表彰

表彰年度	令和4年度から令和8年度（過去5年間）
表彰機関	島根県及び中国地方整備局
工事種別	通信設備工事
建設工事の種類	電気通信工事
表彰の種類	主任（監理）技術者として受けた、優秀建設技術者表彰

■評価基準

- ◆優良工事知事表彰該当工事の優秀建設技術者表彰（建設工事部門）、整備局長による優秀建設技術者表彰（工事）、または整備局部長・整備局事務所長による優秀建設技術者表彰（工事）がある者は2点
- ◆優良工事県課長表彰該当工事の優秀建設技術者表彰（建設工事部門）、または優良工事県事務所長表彰該当工事の優秀建設技術者表彰（建設工事部門）がある者は1点
- ◆表彰がない者は0点

(3) 地域貢献・その他

① ボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績

令和6年度及び令和7年度の2年間において、島根県内でのボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績を評価する。

■評価基準

- ◆両年度とも参加実績がある者は2点
- ◆どちらかの年度に参加実績がある者は1点
- ◆上記でない者は0点

- ・ ボランティア活動は客観的に認められるもの（例えば不特定多数の者が利用する公共・公益施設等における活動や県民・地域住民に対して行う活動、あるいは社会福祉施設等への活動）で、市町村の証明、新聞記事、社内報掲載記事（社外に公表しているもの）、自治会長等の証明など実績を証明できるものを添付すること。
- ・ ボランティア活動及びハートフルしまね活動のいずれも参加実績は、会社として年度間のべ人数が10名以上または従業員の半数（最低3名）以上が参加していること。従業員数は当該活動時点のものとする。

② 労働福祉活関連の状況

入札公告日前日における企業としての次のa、bに掲げる項目を評価する。

a 障がい者雇用の実態：下記のいずれかの実態がある場合

- ・ 法定雇用率を適用される者…法定雇用障がい者数を超える雇用
- ・ 法定雇用率を適用されない者…1人以上の雇用

b 育児・介護休業に関する制度：下記のいずれかの取組みがある場合

- ・ こっころカンパニー（しまね子育て応援企業）に認定されている。
認定状況を確認するため、「こっころカンパニー認定書」の写しを添付すること。
- ・ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（令和7年10月1日施行、以下「育児・介護休業法」という。）」で定める制度を超える内容を含む制度を規定している。

ただし、申請にあたっては、就業規則等のうち育児・介護休業法に関係する部分を添付資料として提出すること。この際、法定の制度を超える箇所にアンダーライン明示すること。なお、明示が無い場合は、評価の対象としない。

上記就業規則等の内容を確認するため、必ず技術資料「育児・介護休業に関する制度チェック表」を記入し、添付すること。

■評価基準

- ◆a bすべて該当する者は2点
- ◆a bのうち1つ該当する者は1点
- ◆上記でない者は0点

(4) 地理的条件

① 会社所在地

入札公告日前日時点で、建設業法に規定する主たる営業所または従たる営業所が出雲県土整備事務所管内にある者を評価する。

■ 評価基準

- ◆主たる営業所または従たる営業所がある者は1点
- ◆上記でない者は0点

(5) 減点

① 低入札工事の工事成績が良好でない場合の減点

前年度から入札公告日前日までに完成した島根県発注の工事又は令和7年度に完成した国土交通省中国地方整備局発注の工事で、低入札価格調査対象工事がある場合、当該工事の工事成績評定点が75点未満であれば、減点を行う。(工事成績評定点が70点未満の場合、入札に参加することができない。)

■ 減点基準

- ◆70点の者は－5点
- ◆75点の者は0点
- ◆中間の者は按分で点数を算出

【減点 = 5点 × (75－低入札工事の点数) ÷ (75－70)】

なお、対象工事が複数ある場合は、工事成績評定点が一番低い工事を減点対象工事とする。

『減点の計算事例』

A社の県発注工事(令和7年度から公告日前日)の低入札工事の工事評定点が72点と74点であれば、72点を採用して、

$$A社の減点 = 5点 \times (75^{点} - 72^{点}) \div (75^{点} - 70^{点}) = 3.0点$$

(小数第2位四捨五入)

② 県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による減点

島根県発注の令和7年度に完成した公共工事において、県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による工事成績評定点の減点を受けたことがあれば、減点を行う。

■ 減点基準

- ◆県内下請の使用義務付け違反の場合は－1点
- ◆県内産資材の使用義務付け違反の場合は－1点

5 技術資料の審査の統一事項

技術資料の審査が公平かつ迅速に行えるよう「総合評価方式(建設工事)技術資料の審査の統一事項」及び「同統一事項(具体事例)」を定め、下記に掲載しているので参考にする

こと。

島根県ホームページ

トップ > 環境・県土づくり > 技術管理 > 技術管理情報 > 総合評価方式
> 建設工事総合評価方式、業務委託総合評価・プロポーザル方式

【総合評価方式(建設工事)技術資料の審査の統一事項】

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sougouhyouka/